

令和4年1月24日

保護者のみなさま

貝塚市教育委員会
教育長 鈴木司郎
貝塚市立第五中学校
校長 北野 久美子

新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合の 臨時休業（学級閉鎖等）の基準について

大寒の候、保護者のみなさま方には、本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、先週より大阪府では保健所業務のひっ迫に伴い、これまで行われてきた疫学調査による濃厚接触者の特定や、そのための検査は実施しないとの方針が示されました。また、これによりこの間行われてきた検査の結果待ち期間の臨時休業の必要がなくなりました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大が依然として続いておりますので、今後、本市における臨時休業（学級閉鎖等）の基準を次のとおりといたしますので、よろしくをお願いします。

今後も状況変化や方針変更に応じて、臨時休業の対応等も変更する場合があります。

学級閉鎖の判断基準について

学校園で陽性者が確認されたときは、その陽性者が感染源となり学級内で感染拡大の可能性があると判断される場合は、保健所と相談のうえ、健康観察期間として原則3日間程度の学級閉鎖とします。

※学校では、濃厚接触者の候補を特定するための調査を行います。その後、濃厚接触者の候補としてお子さまの情報を保健所に提供・相談します。その結果、濃厚接触者と特定された場合は当該のお子さまのご家庭へ学校から連絡致します。

なお、小中学校の場合、保健所と相談の結果、陽性者および濃厚接触者が所属する部活動に参加している児童生徒が出席停止となる場合がありますこともご理解いただきますようお願いいたします。

学年閉鎖・学校（園）閉鎖の判断基準について

同学年の複数で学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年を閉鎖します。また、学校園内でのクラスターの発生や複数の学年を閉鎖するなど、学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校園全体を閉鎖します。